

多文化共生支援担当学校司書(会計年度任用職員)募集要項

1 募集人数

6名

2 業務内容

大阪市立の小学校及び中学校のうち、指定する日本語指導が必要な児童生徒が多く在籍する小学校1校または中学校2校において、資料提供を通して、担当校の外国につながる児童生徒や対応する教員を支援する業務に従事していただきます。また、中央図書館地域サービス担当学校図書館支援グループと連携し、担当校で収集した図書や情報、取り組んだ事例等について、大阪市立小中学校全体への共有を行います。

業務の例

- 日本語指導授業や通常授業においての、児童生徒のレベルに応じた資料提供や読み聞かせなどによる、日本語習得・学習言語獲得に向けた支援
- 教員と連携し、日本語習得の指導や母語・母文化の理解に役立つ資料の選書・収集
- 放課後、休み時間を活用した、外国につながる児童生徒の自学自習の支援
- 国際理解のための図書展示等、多文化共生教育の支援
- 日本語指導を行う教員の教材作成等の支援
- 担当校の実践経験を生かし、外国につながる児童生徒への支援のための図書リストなど、学校司書が活用できる共通ツールの提案

3 応募資格

(1) 以下のいずれかの項目に該当する方

- ・司書(司書補)資格を有する方、令和8年3月31日までに資格取得見込みの方
- ・司書教諭資格を有する方、令和8年3月31日までに資格取得見込みの方

(2) パソコン操作(データ入力・検索等)ができる方

(3) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

【地方公務員法第16条(抜粋)】

(欠格条項)

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)、(3)の受験資格を満たす方がこの試験を受けることができます。

年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

(注) 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(注) 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(2回まで。最長3年)

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

週 30 時間(1日6時間 週5日勤務)

- 配置校ごとに、小学校は1校につき1名、中学校は2校につき1名を配置予定です。
- 確定した勤務条件や具体的な勤務時間は採用通知時に提示します。

(2) 休務日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大阪市立小中学校

(4) 報酬等

報酬(月額)	184,672 円から 229,448 円
期末勤勉手当(年間合計額)(6月、12月に支給)	653,276 円から 1,066,932 円
年収見込	2,869,340 円から 3,820,308 円

(注) 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

(注) 期末勤勉手当は、当該年度の任期が6カ月以上ある場合、支給します。

(注) 上記の他に通勤手当等が支給されます。

(注) 上記報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数: 12 日 付与期間: 令和8年4月1日から令和9年3月31日
特別休暇	【有給】 ・非常災害による交通の遮断により出勤できない場合 ・産前産後休暇 ・結婚する場合 ・忌引休暇 ・夏季休暇 等 【無給】 ・ドナー休暇 ・妊娠障害休暇 ・生理休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護等休暇(別途取得要件あり) ・短期介護休暇(別途取得要件あり)

その他、病気休暇制度、介護休暇等制度、育児休業等制度あり。(別途取得要件あり)

(6) 社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)

適用あり

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

- ・受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。
- ・採用決定後、非違行為その他採用することが適当でないと思われる事由が判明した場合は、採用を取り消すことがあります。

6 選考試験

(1) 試験日時 令和8年2月28日(土) 午前10時集合(午前9時30分開場)

(2) 試験会場 大阪市立中央図書館 5階

(3) 試験内容 筆記試験 60分

学校図書館に関する専門知識を問います。

口述試験(面接)

職務に対する能力、適性、意欲、姿勢等を問います。

開始20分前を集合時刻とし、約20分で終了します。

7 申込について

(1) 申込方法 「大阪市行政オンラインシステム」より申請してください。

【申請用 URL】<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/5bc22851-d588-424d-be40-80325e7ac296/start>

(注) 当該システムの利用が初めての方は、最初に利用者の新規登録手続きを行う必要があります。

(注) 登録後、改めて上記リンク先へアクセスいただくと該当ページへ遷移します。

(2) 受付期間 令和8年1月29日(木)午前9時から令和8年2月20日(金)午後5時まで

8 受験票の交付

受験票は、令和8年2月25日(水)ごろ「大阪市行政オンラインシステム」よりダウンロードできる状態になります。

(注) 申し込み完了後は必ずマイページより申請内容をご確認ください。なお、受験申込の申請を受け付けた旨のメール通知がありますので、削除せずにお持ちください。メール通知がない場合は申し込みが完了していない場合があります。

9 採用手続きについて

(1) 合否通知について

令和8年3月上旬までに、合否にかかわらず全員に発送します。

(2) 採用の決定

採用決定者には事前に連絡します。

(3) 登録合格者名簿への登録

- ・合格者以外の成績が一定基準以上の受験者を、登録合格者名簿に登録します。
- ・登録合格者名簿の有効期限は令和9年3月31日までです。
- ・採用決定者が採用を辞退した場合、もしくは令和8年度中に補充採用を行う場合は、登録合格者名簿の登録者から採用連絡します。なお、採用者数及び令和8年度の欠員状況により、登録合格者名簿の登録者でも採用に至らない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・他に就職が決定した等で登録を取り消される場合や住所や連絡先を変更される場合は、必ず中央図書館・学校図書館支援グループへご連絡ください。

(4) 受験資格を証明する書類の提出について

- ・採用決定後に、受験資格を証明する書類(資格証明書の写し)を提出していただきます。
- ・書類提出期限は、令和8年3月中旬頃を予定しています。
- ・提出されない場合は、採用を取り消すことがあります。

10 その他

- (1)この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2)受験に際して大阪市が収集した個人情報(職員採用試験及び採用管理の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します)。
- (3)他の職種との重複応募は差し支えありません。
- (4)採用の方については、令和8年3月末までに健康診断書の提出をお願いします。健康診断書の提出が、期限までにない場合は、採用を見合わせる場合があります。
 - (ア)令和7年4月1日以降に健康診断を受けている方
「胸部レントゲン検査」の項目が入っている健康診断結果の写しを提出してください。
 - (イ)令和7年4月1日以降に健康診断を受けていない方
医療機関で、「胸部レントゲン検査」を受け、その結果の写しを提出してください。(注)健康診断の費用は、自己負担となりますことをご了承ください。
- (5)本採用は、令和8年度予算の発効をもって有効とします。

11 問合せ先

大阪市立中央図書館 学校図書館支援グループ

〒550-0014 大阪市西区北堀江4-3-2 電話:06-6539-3307 FAX:06-6539-3337

(電話でのお問合せは平日の午前9時から午後5時30分をお願いします)



Osaka Metro 千日前線・長堀鶴見緑地線
「西長堀」下車(7号出口)

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第 4 条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第 8 条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと